

令和2年2月26日

市政記者各位

福岡市議会事務局

議会における感染症対策(新型コロナウイルス感染症)について

本日、代表者会議が開催され、別紙のとおり対応することにしましたので市政記者のみなさまへお知らせします。

※添付資料

- ・令和2年2月26日付議長通知
議会における感染症対策等（新型コロナウイルス感染症）の徹底について（協力依頼）
- ・【参考】令和2年2月25日付人事部長通知
職場における感染症対策等（新型コロナウイルス感染症）の徹底について（その3）

<本件に関するお問い合わせ先>

○福岡市議会事務局総務秘書課 江田
電話番号 092-711-4742（内 7502）

○福岡市議会事務局議事課 高着
電話番号 092-711-4745（内 7510）

令和2年2月26日

会派代表者各位

議 長

議会における感染症対策等（新型コロナウイルス感染症）の
徹底について（協力依頼）

標記について、市内での新型コロナウイルス感染症の発生等に伴い、議員、会派職員等の皆様の健康管理及び感染症拡大防止のため、下記のことについて徹底していただきますようご協力をお願いします。

記

- ① 登庁（出勤）前に体温測定をお願いします。
- ② 37.5℃以上の発熱がある場合は、登庁（出勤）せず自宅での療養をお願いします。
- ③ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター（各区保健所）」へご相談ください。
- ④ 会議の欠席については、会議規則に定める「疾病その他事故のため」に当たるとして会議欠席を認めることとしますので、本会議であれば議長宛ての欠席の届出を、委員会であれば委員長へ届出をしていただきますようお願いいたします。

また、会派職員等におかれましては、年次有給休暇を取得のうえ、事務局総務秘書課へご連絡ください。

※ 福岡市議会会議規則（抜粋）

（欠席の届出）

第2条 議員は、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

※ 添付資料（参考）… 令和2年2月25日付人事部長通知

【連絡先】

議会事務局総務秘書課

TEL：711-4743（内 7503）

議会事務局議事課

TEL：711-4746（内 7511）

各 所 属 長

人 事 部 長

職場における感染症対策等（新型コロナウイルス感染症）の徹底について（その 3）

各所属におかれましては、手洗いの徹底や咳エチケット、時差出勤など、職場における感染症予防と健康管理のための適切な職員の行動についてご指導いただいているところですが、体調管理の徹底と感染症状の早期発見のために下記のことについて徹底していただきますようお願いいたします。

記

- ① 出勤前に体温測定を実施すること。
- ② 37.5℃以上の発熱がある場合は、出勤せず自宅で療養すること。
- ③ この場合は、年次有給休暇や病気休暇（診断書不要）で対応すること。それにより難しい場合は、人事課又は労務課へ相談すること。
- ④ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

<参考>

○ 参考リーフレット等

- ① 新型コロナウイルスを防ぐには（福岡市）
- ② 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（厚労省）

○ 参考ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・コロナウイルス感染症（国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>
- ・海外感染症発生情報（FORTH 厚生労働省検疫所）
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- ・海外安全情報ホームページ（外務省）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

[問い合わせ]

総務企画局人事部職員健康課
深江 Tel711-4151（内線 1382）
総務企画局人事部人事課
小野 Tel711-4187（内線 1357）
総務企画局人事部労務課
上田 Tel711-4131（内線 1361）

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<福岡市へのお問い合わせ先>

新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせは
新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

092-711-4126

(24時間受付)

FAX 092-733-5535

帰国者・接触者相談センター(各保健所)

保健所	TEL	FAX
東保健所	092-645-1078	092-651-3844
博多保健所	092-419-1091	092-441-0057
中央保健所	092-761-7340	092-734-1690
南保健所	092-559-5116	092-541-9914
城南保健所	092-831-4261	092-822-5844
早良保健所	092-851-6012	092-822-5733
西保健所	092-895-7073	092-891-9894

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。